

要望 1

香害で苦しむ人が安心して医療機関を受診できるように、院内での香り付き製品の使用を禁止してください。

要望 3

香害で苦しむ人が介護を受ける際に、柔軟仕上げ剤など香り付き製品を身に付けたケアスタッフの来訪で体調不良を起こすケースがあります。ケアスタッフの香り付き製品使用は禁止してください。

(答)

- お尋ねの「香害」について、家庭で使用する柔軟剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛、吐き気などの種々の症状が生じているというお声があることは承知しております。
- 一方で、いわゆる「香害」については、現時点では原因や病態、発症機序等が不明であり、疾患概念が確立しておらず、傷病名として認められていないものと認識しております。
- こうした中で、医療・介護の現場において何らかの規制を課すことなどは困難であると考えておりますが、引き続き、関連する研究等の状況について注視してまいります。

要望 2

香害で苦しむ人が増えているにもかかわらず、専門医（環境医学系）が減っている事態を打開してください。とくに化学物質過敏症の専門外来が減っているので、厚労省の責任で専門外来を増やし、そのために専門医を養成してください。

（答）

- いわゆる「化学物質過敏症」については、その病態や発症メカニズムが未解明な部分が多く、まずは病態の解明を進めることが重要と考えております。

- 現在、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、化学物質過敏症も含む種々の刺激によって多様な症状をきたす疾患に共通していると考えられる中枢性感作と呼ばれる病態の解明について、研究を進めているところです。

- 厚生労働省としては、まずは当該研究の支援を通じ、病態解明に向けた科学的な知見の収集に取り組んでまいります。